

食品ロス削減月間キャンペーン業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、食品ロス削減月間キャンペーンを実施するにあたり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の委託の候補者として選定することを目的として実施するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

食品ロス削減月間キャンペーン業務委託

(2) 業務内容

別添「食品ロス削減月間キャンペーン業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の翌日から令和6年11月29日(金)までとする。

(4) 業務に係る委託費

本業務の費用の上限は1,476,200円（消費税および地方消費税を含む。）とする。

3 参加資格要件

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 秋田市内に本社、支社、支店又は営業所等を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しない者であることならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

4 本件に対する質疑

(1) 本件に対する質疑は、質問票（様式第1号）により受け付けるものとする。

(2) 受付は、令和6年5月29日（水）から6月5日（水）午後5時まで（必着）とし、電子メールにより秋田市環境部環境都市推進課へ提出すること。

電子メール：ro-evcp@city.akita.lg.jp

(3) 提出された質疑に対する回答は、電子メールで令和6年6月7日（金）までに、質問者に回答する。なお、質問と回答は、秋田市ホームページで公開するものとする。

5 参加方法

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加表明書（様式第2号）

イ 会社パンフレット

※ない場合は、会社名、所在地、業務概要、会社設立年月日などを記載したもの（A4版）を提出すること。

ウ 誓約書（様式第3号）

エ 市税に未納がない証明書（写し可）

(2) 提出期限

令和6年6月17日（月）午後5時までに秋田市環境部環境都市推進課に持参すること。

(3) 受付時間

平日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 参加可否の連絡等

参加可否は、令和6年6月20日（木）までに電子メールで通知する。なお、参加資格を満たさない者には、その理由を付して通知する。

6 企画提案書等の提出

企画提案に参加する事業者は、企画提案書等を次により提出すること。

(1) 企画提案に必要な書類

ア 企画提案書

企画提案は、仕様書の内容に沿ったものとし、次の事項について企画提案書に記載すること。様式は自由、ただしA4版を基本とし、A3版等を用いる時は、A4サイズに折りたたんで提出すること。

企業名の記載等は正本のみに行い、副本については提出者を特定することができる内容（具体的な会社名や記号等）を記載しないこと。

【記載事項】

- ① 事業への取り組み方針、考え方
- ② キャッチコピーおよびその説明
- ③ 各啓発資材（のぼり、ポスター、チラシ）の内容およびデザイン
- ④ クイズサイトの内容およびデザイン、セキュリティ対策
- ⑤ その他の提案（独自の提案がある場合）
- ⑥ 業務スケジュール
- ⑦ 業務実施体制（従事者の役割分担、事業者との連絡体制および安全管理体制等）

イ 業務参考見積

様式自由、ただしA4版とする。また、金額は税込みとすること。

(2) 提出部数

正本1部、副本7部

(3) 提出期限

令和6年7月4日(木)午後5時までに秋田市環境部環境都市推進課に持参すること。

(4) 受付時間

平日の午前9時から午後5時までとする。

7 企画提案に対するプレゼンテーションおよびヒアリング

次により企画提案書に係るプレゼンテーションおよびヒアリング（質疑応

答など)を実施する。各提案者ごとの実施時間、集合場所などは、あらかじめ電子メールで通知する。

(1) 実施日時 (予定)

令和6年7月8日(月)午前

(2) 実施場所

秋田市役所

(3) 出席者

3名以内

(4) 持ち時間

20分程度(プレゼンテーション10分、質疑応答10分)

(5) 機材等

スクリーンおよびプロジェクター、パソコンは秋田市が用意する。その他の機器が必要な場合は、提案者が準備すること。

(6) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、提出した企画提案書に沿って説明を行うものとし、新たな資料の提出は認めない。

8 受託候補者の選定

(1) 参加者からの企画提案書およびプレゼンテーションの内容、ヒアリングに基づき、食品ロス削減月間キャンペーン業務委託公募型プロポーザル審査委員会において審査する。

(2) 評価項目および評価点などについては、別紙「食品ロス削減月間キャンペーン業務委託公募型プロポーザル審査表」のとおりとする。

(3) 評価点の総合計が最も高い者を受託候補者に選定する。また、2番目に高い者を次点候補者に選定することとし、受託候補者が辞退した場合や契約締結の交渉が不調のときは、次点候補者を受託候補者として繰り上げることにする。

(4) 評価点の平均が基準点(60点)を下回った場合は、受託候補者に選定しないものとする。評価点の平均は、総合計を審査員数で除した点数とする。

(5) 評価点の総合計が最も高い者が同点の場合は、審査委員の協議により受

託候補者を選定することとする。

(6) 参加者が1者であった場合も、審査により受託候補者を決定する。

(7) 選定結果は、参加者に対し、書面により通知する。

(8) 受託候補者の決定後、選定結果、各提案者（選定されなかった者については会社名を除く。）の順位、評価点など選定の経過について、秋田市ホームページで公表する。

9 受託候補者に選定されなかった者への理由の説明

受託候補者に選定されなかった者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日を除く。）以内に、次に定めるところにより、非選定理由について説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日を除く。）以内に、書面により行う。

(1) 提出様式

様式自由、ただしA4版とする。

(2) 提出場所

秋田市環境部環境都市推進課

(3) 受付時間

平日の午前9時から午後5時までとする。

10 契約の締結

(1) 委託内容は、受託候補者と協議の上決定するものとし、企画提案の一部または相当程度の部分につき、修正や手直しを依頼することがある。

(2) 契約は、委託内容についての受託候補者および市、双方の合意を以て締結するものとする。

11 契約保証金

契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、秋田市財務規則第128条第1項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

12 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類の記載およびヒアリングの説明や質疑応答に虚偽があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査員又は関係者に本企画に対する助言を求めた場合

13 その他

- (1) 企画提案書の作成、応募、プレゼンテーション、ヒアリング等本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、参加者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (5) 企画提案するキャッチコピー、各啓発資材のデザインについては、参加者が独自に作成したものとし、第三者の権利を侵害し、又は侵害するおそれのないものであること。

14 本件に関する問い合わせ先

秋田市環境部環境都市推進課

ごみ減量推進担当

電 話 018-888-5708

F A X 018-888-5707

E-mail ro-evcp@akita.lg.jp